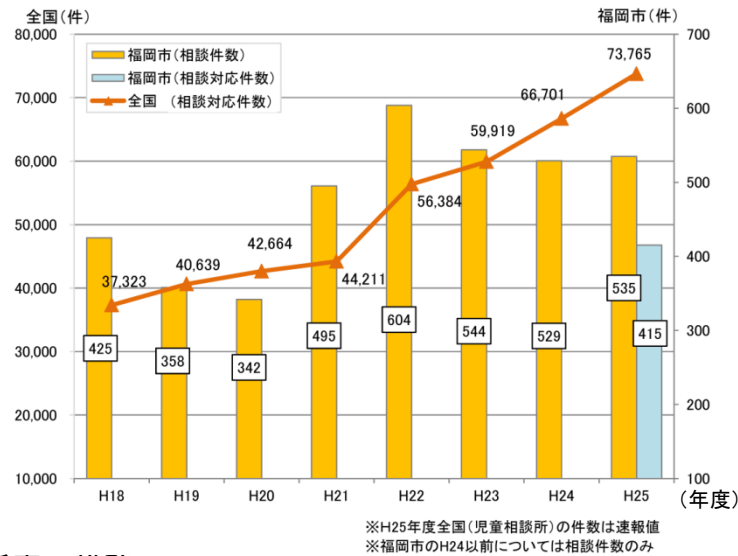


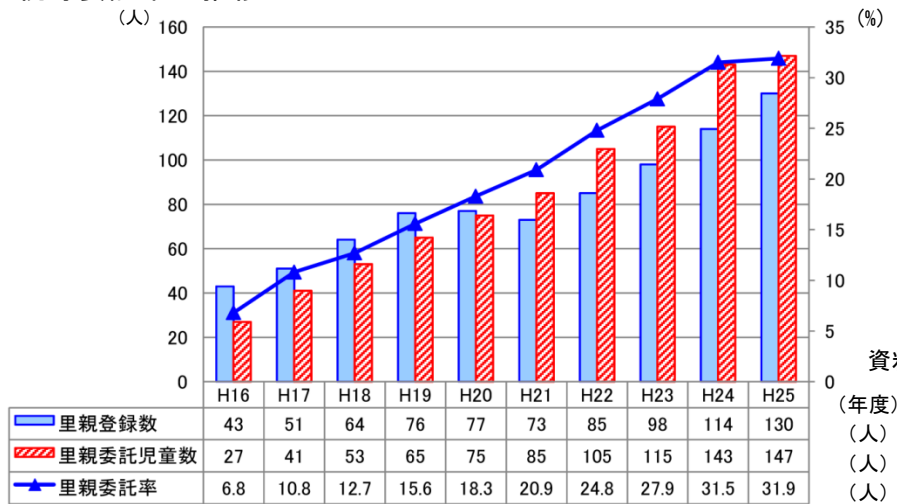
[目標1] 関連データ

●児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移



資料: 福岡市こども未来局

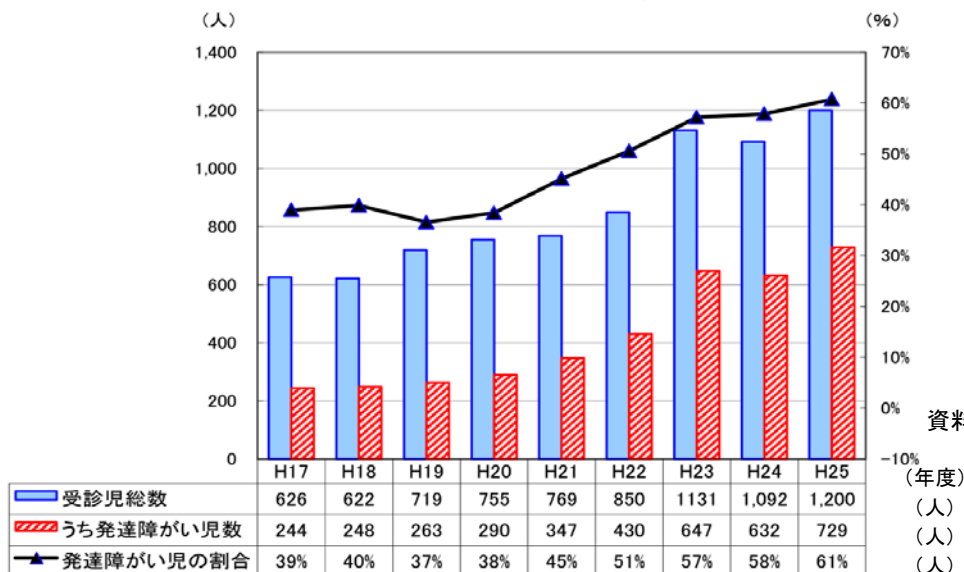
●里親等委託率の推移



資料: 福岡市こども未来局

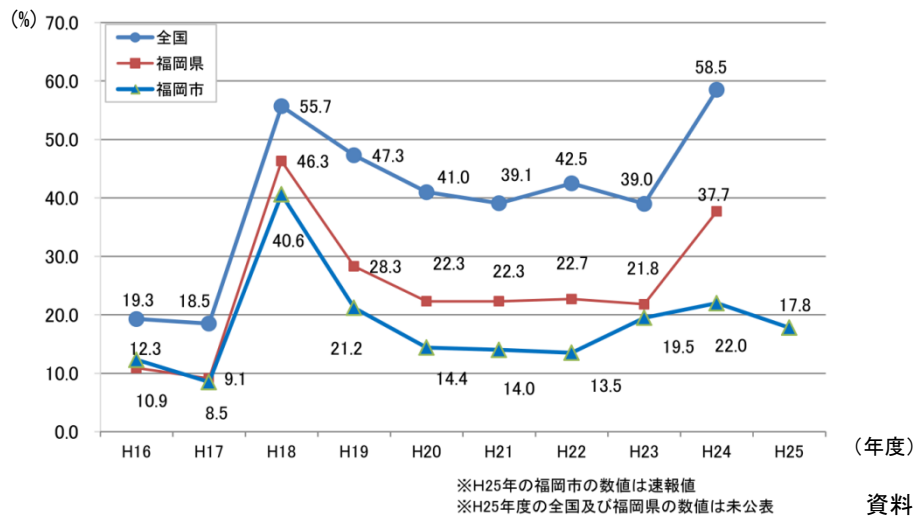
※里親等委託率＝児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合

●福岡市中心身障がい福祉センター等における新規受診児数の推移



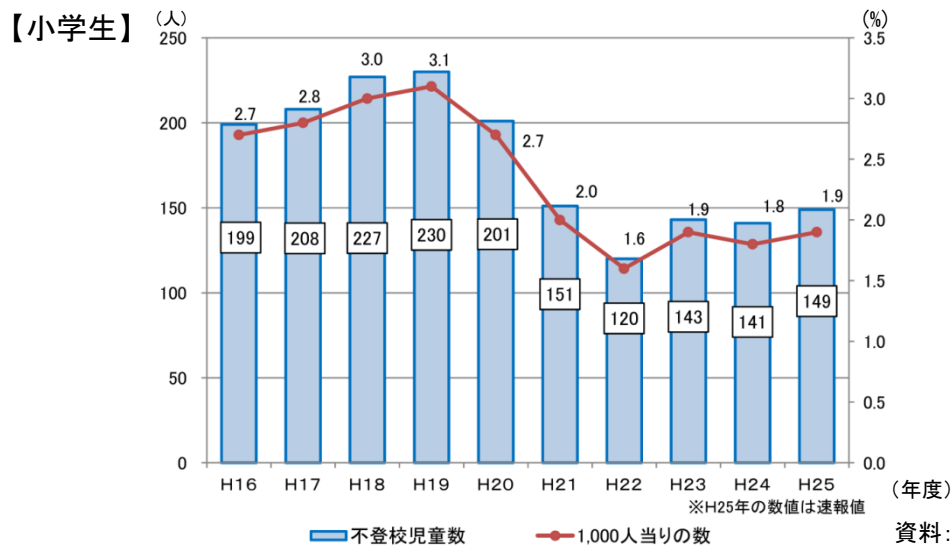
資料: 福岡市こども未来局

●いじめの発生率等の推移（公立小中学校）

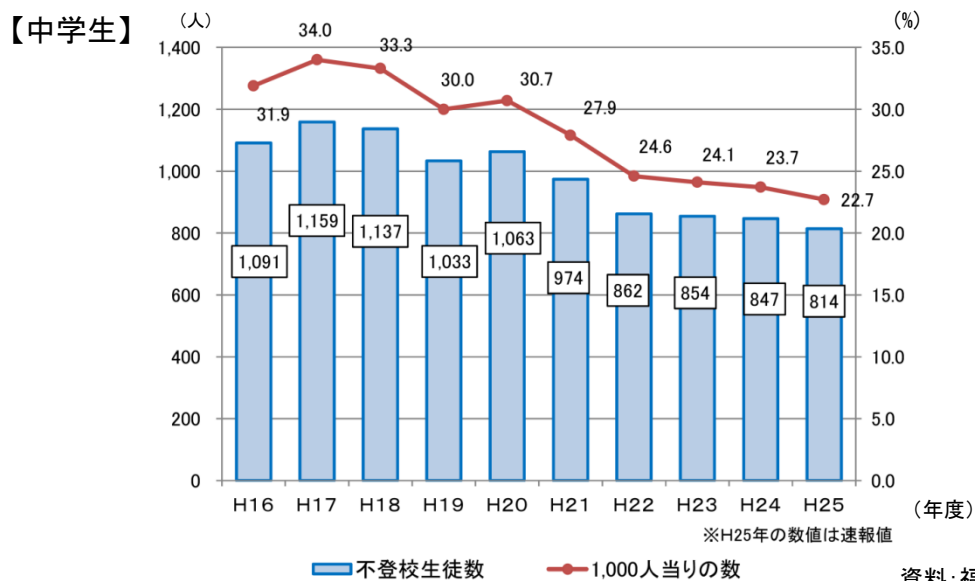


資料：福岡市教育委員会

●不登校児童生徒数の推移



資料：福岡市教育委員会



資料：福岡市教育委員会

施策の方向

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取扱いなどから保護されるよう、家庭、学校、地域コミュニティ、事業者、NPOなどと連携し、社会全体での取組を推進します。

子どもに関するさまざまな問題について相談・支援体制の充実を図るとともに、重大な人権侵害である児童虐待の防止や、家庭で暮らせない子どもを社会的に養育する“社会的養護”の充実、不登校やひきこもりなど困難を有する子ども・若者の支援を行います。また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困問題に取り組みます。

【成果指標】

成果指標		現状値 26年度末	目標値 31年度末
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合		78.1% (25年度)	80%
子どもの自尊感情 (自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合)	小学校	74.4% (25年度)	85% (30年度)
	中学校	68.2% (25年度)	80% (30年度)
里親等委託率 (児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合)		31.9% (25年度)	40%
「不登校児童生徒」の人数		963人 (25年度)	822人 (30年度)

【事業目標】 子ども・子育て支援法の必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	H31 年度末
虐待防止等強化事業、 母親の心の健康支援事業 (養育支援訪問事業)	見込み	支援人数 (人)	172	186	201	215	226	237
	確保方策	支援体制 (人)	80	80	90	90	100	100
			こども総合相談センター・区保健福祉センターにおける実施体制					

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

【事業目標】 福岡市が独自に設定する項目

事業名	指数	現状値 H26年度末	目標値 H31年度末
子ども家庭支援センター	設置数	1	2 *
児童養護施設等ケア単位の小規模化	施設数	1	2
ファミリーホーム	施設数	12	16
自立援助ホーム	施設数	2	3
児童心理治療施設	施設数	0	1
若者のぷらっとホームサポート事業	実施箇所数	6	7
子ども・若者の活躍の場プロジェクト	参加団体数	5	10

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

* 「子ども家庭支援センター」については、今後の状況に応じ、さらなる増設を検討する。

1 子どもに関する相談・支援体制の充実

子どもに関する相談の増加や、問題の複雑化・深刻化に対応し、適切な支援を行っていくため、市の相談機関の中核である「こども総合相談センター」と、区役所や地域、学校、「子ども家庭支援センター」における相談体制などの総合的な充実強化を図ります。

(1) こども総合相談センターの充実

- こども総合相談センターでは、問題が深刻化する前に子どもや保護者などが気軽に相談できるよう、24時間の電話相談や女の子専用の電話相談など、総合相談窓口としての機能の充実を図ります。
- 児童虐待や非行、発達上の問題や、思春期、いじめ・不登校の問題、養育環境に関することなど、さまざまな相談に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門性の強化や、弁護士資格を有する職員の配置などにより、必要な体制を確保します。また、遊戯療法・家族療法などの心理ケアや、家庭訪問、一時保護、グループ援助など、さまざまなプログラムを活用し、専門的な相談・支援機能の充実を図ります。
- 心身障がい福祉センター、療育センター、発達教育センターをはじめとする相談・支援機関や、医療機関などとの相互的・有機的な連携を強化し、子どもに関するさまざまな問題に対して、保健・福祉・教育の視点から一体的・継続的な支援に取り組めます。
- 虐待などの深刻な問題に適切に対処するとともに、一時保護や施設入所などの措置の客観性・専門性を担保するため、福岡市こども・子育て審議会の「処遇困難事例等専門部会」の意見を踏まえて措置の決定を行うなど、子どもの最善の利益を確保します。

(2) 区役所・地域、学校における相談・支援体制の充実

- 区役所（保健福祉センター）では、市民に身近な相談窓口として、保護者が不安や悩みを気軽に相談できるよう、体制・機能の充実を図ります。また、こども総合相談センターや子ども家庭支援センターと連携しながら、保健師、助産師、保育士、心理士、家庭相談員など、職員の専門性を生かした相談・支援を行います。
- さらに、地域においては、民生委員・児童委員や主任児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校などの機関と連携し、より身近な場所での相談・支援を強化します。
- 学校においては、教職員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが十分に連携し、子どもに関する問題の早期発見・早期対応に努め、深刻化を防止します。

(3) 子ども家庭支援センターの充実

- 子ども家庭支援センターでは、こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）を補完する窓口として、休日と夜間に、家庭からの相談に応じた支援や、子ども総合相談センター・区役所からの要請に応じた支援を行います。
- より身近な場所で気軽に相談ができるよう、新たなセンターの設置を検討します。

(4) 被害に遭った子どもの支援

- 事件や事故に遭遇した子どもの心のケアを図るため、学校、こども総合相談センターなどの機関が連携し、被害を受けた子どもやその家族などを支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要
総合相談機能の充実	0歳から20歳までの子どもや保護者などを対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育の分野からの総合的・専門的な相談・支援を実施
区子育て支援推進事業	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施
子ども家庭支援センター	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームへの支援などを実施
被害にあった子どもの支援	事件、事故、自然災害などに子どもが巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などに様々な反応を示すおそれが生じたときに、子どもの心の支援を実施

2 児童虐待防止対策

一人ひとりの子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と社会的自立まで、切れ目のない取組を社会全体で推進します。

(1) 未然防止

- 区役所（保健福祉センター）においては、産科医療機関と連携した妊娠期からの支援や、生後間もない乳児がいる家庭を対象とした相談会を行うとともに、新生児訪問指導の訪問家庭を拡大するなど、産後の育児不安が強い時期の支援の強化を図ります。
- 乳幼児健康診査などの機会を捉えて、育児不安が強い家庭や子どもの養育が困難な状況にある家庭の把握に努め、保健師の訪問などにより、家庭の状況に応じた支援を行います。
- 地域では、民生委員・児童委員による赤ちゃん訪問や、乳幼児と保護者が自由に過ごせる子育て交流サロンの開設など、乳幼児とその家庭を支える取組を推進・支援します。
- 学校や医療機関などと連携し、児童虐待のリスク要因の一つである予期しない妊娠への対策に取り組みます。
- 社会全体で子どもを見守る取組を進めるため、市をはじめ、子どもに関係するさまざまな機関や団体が参加する「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」において、虐待防止に向けた広報・啓発活動を展開します。

(2) 早期発見・早期対応

- 休日や夜間において、必要な場合に家庭を訪問し、子どもの安全確認を行う体制の充実を図ります。

- 虐待の早期発見が可能な、医療機関や保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員などと、こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）が、研修の機会などを通じて相互理解を深め、これまで以上に連携しながら、地域で子どもを見守ります。
- 医療機関を対象に児童虐待に関する相談窓口を設置するとともに、各医療機関が関わった虐待の事例を相互に検討するなどの取組を行い、医療機関における児童虐待への対応力の向上を図ります。
- 配偶者やパートナーからの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）による子どもへの心理的虐待について、「福岡市配偶者暴力相談支援センター」などの関係機関との連携をさらに深め、早期の対応を行います。

(3) 再発防止

- 児童虐待の再発を防止するため、こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）、子ども家庭支援センターにおいて、被害を受けた児童と虐待を行った保護者の面談や家庭訪問などを継続して行います。
- 保護者が、暴力に頼ることなく、子どもの発達段階に応じて適切に関わる方法を学ぶ“ペアレンティングトレーニング”などに取り組めます。

(4) 関係機関などとの連携による支援

- 福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する市及び区の「要保護児童支援地域協議会」において、支援を要する児童についての情報共有や支援内容の協議などを行い、互いに連携しながら、きめ細かな支援を行います。
- 地域では、困難を抱える家庭を身近なところで見守り、支援するためのネットワークの構築に努めます。

(5) 重篤事例の検証

- 虐待による死亡など、子どもが著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合は、福岡市こども・子育て審議会の「権利擁護等専門部会」において検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じます。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童虐待防止事業	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもや親のケアなど児童虐待の再発防止などの取組を実施
乳幼児健康診査・母子保健訪問指導（再掲）	乳幼児対象の総合的健康診査により健康管理の向上を図るとともに、妊娠、出産、育児に関する母親の不安を解消するための母子保健訪問指導を実施
虐待防止など強化事業	区保健福祉センター職員を対象とした虐待対応の専門的な研修、区における虐待防止の広報啓発、養育支援訪問事業などを実施
子ども虐待防止活動推進委員会	子どもに関わる団体で構成する子ども虐待防止活動推進委員会において、虐待防止に向けた啓発などの活動を展開し、福岡市全体で子どもを見守る取組を実施
子育て見守り訪問員派遣事業	休日・夜間に「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、子どもの安全確認などを実施

D V相談・支援推進事業	配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関との連絡調整、相談員などの研修、D V防止啓発などを実施
要保護児童支援地域協議会	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童の保護及び自立支援、要支援児童・特定妊婦への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、啓発・広報などを実施

3 社会的養護体制の充実

さまざまな事情により社会的養護が必要になった子どもを、家庭的な環境で養育するため、里親やファミリーホームに迎え入れて養育する“家庭養護”を推進します。また、児童養護施設などにおいても、家庭的な養育環境を整えるため、施設の小規模化などを進めます。

また、虐待を受けた子どもの回復や親子関係の再構築に向けて、専門的なケア機能の強化や家庭を支援する機能の充実を図ります。

さらに、施設を退所した子どもの自立を支援する体制の充実を図るとともに、児童養護施設などに入所している子どもの権利養護を推進します。

(1) 里親等委託（家庭養護）の推進

- 里親等委託の優先を原則として、新規里親の開拓に引き続き取り組むとともに、ファミリーホームの増設を行い、里親等への委託率の向上を図ります。
- こども総合相談センターと子ども家庭支援センターが共同で、里親に対する研修を計画的に行います。また、里親に悩みごとが生じた場合に、児童養護施設などに配置されている「里親支援専門相談員」、子ども家庭支援センターなど、里親が複数の相談先を選べる体制をつくるなど、里親への支援の充実を図ります。

(2) 施設機能の強化

- 児童養護施設などの小規模化及び家庭的養護の推進に関する国の方針を踏まえ、今後社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、児童養護施設などのケア単位の小規模化を着実に促進します。
- 専門的なケアを必要とする児童のため、入所・通所機能を持つ“児童心理治療施設”を設置するとともに、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設などの職員の専門性強化に向けた検討を進めます。

(3) 家庭支援機能などの充実

- こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）、子ども家庭支援センター、児童養護施設、里親などの十分な連携を図り、親子関係の再構築に向けた支援を充実します。
- ショートステイについては、より身近な地域での受け入れが可能となるよう、里親の活用などの新たな仕組みづくりを検討します。〔目標 2-1 (3) の再掲〕

(4) 自立支援策の充実

- 施設に入所している子どもの退所後を見据え、自立に向けた支援を計画的に行うとともに、退所後の居場所や互いに助け合える自助グループの形成を促進します。

- 自立援助ホームなどの充実を図るとともに、児童養護施設や自立援助ホームなどを退所した児童について、他の施策との連携を踏まえ、支援策を検討します。

(5) 人材の育成

- 社会的養護の質を確保するため、研修などにより人材の育成を図るとともに、施設職員の採用の仕組みについて検討を行います。

(6) 子どもの権利擁護の推進

- 児童養護施設などに入所する子どもの権利を擁護するため、施設の第三者評価などを引き続き実施するとともに、入所している子ども専用の相談電話や冊子（権利ノート）の活用について周知を図ります。また、弁護士や小児科医など専門性を有する第三者チームが定期的にかつ積極的に子どもの声を聞く仕組みづくりを検討します。
- 親権者がいない子どもの福祉のため、必要に応じて未成年後見制度を活用します。

【主な事業】

事業名	事業概要
里親制度推進事業	NPO などとの共働による「里親養育支援共働事業」に取り組み、里親制度の普及啓発や里親研修などによる里親支援を実施
ケア単位の小規模化	児童養護施設などにおいて家庭的な環境で養育できるよう、別に定める児童養護施設などの小規模化に係る推進計画との整合を図りながら、ケア単位の小規模化を促進
子ども家庭支援センター〔再掲〕	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームへの支援などを実施
自立援助ホーム	児童養護施設などを退所した子どもなどに対し、共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活支援、生活指導、就業の支援を行うとともに、退所した子どもなどへの相談などの援助を実施
退所児童等アフターケア事業	児童養護施設退所者などに対し、地域社会における社会的自立の促進に向け、生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換などを行う自助グループ活動支援などを実施

4 障がい児支援

障がいのある子どもについては、「発達が気になる」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要です。障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立を目指した支援・療育体制の充実を図ります。

また、近年、特に発達障がい児の新規受診や相談が著しく増加していることから、発達障がい児とその家族への支援の充実に努めます。

注）ノーマライゼーションとは：障がいのある人が、障がいのない人と同等に生活し活動する社会を目指すという理念。そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められます。

(1) 早期発見・早期支援

- 医療機関や乳幼児健康診査などの受診時に、「障がいの疑いがある」とされた場合に、専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターにおいて医学的診断などを行い、障がいの早期発見に努めます。
- 区役所（保健福祉センター）や心身障がい福祉センター、療育センター、こども総合相談センターが連携しながら、“発達が気になった”段階から、家族も含めた支援に取り組みます。

(2) 療育・支援体制の充実強化

- 障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、就学前の子どもが、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や訓練を受けることができるよう、障がい児の通園施設や放課後等デイサービスなどの療育体制や支援体制の充実強化に努めます。
- 就学前の障がい児の通園や外来による療育を行うとともに、通園が困難な重症心身障がい児などに対する訪問療育を行います。また、障がい児が通う保育所、幼稚園、認定こども園などへの支援や、障がい児施設などでの日帰りの一時支援や預かり時間の延長などにより、障がい児とその家族を地域で育む環境づくりを進めます。
- 学校と行政、事業者などが連携し、就労に向けた取組を推進します。

(3) 発達障がい児の支援

- 発達障がい者支援センターを中心に、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ、障がいの特性を踏まえた相談や一貫した支援を行います。
- 専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者などで構成する「発達障がい者支援協議会」などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- 発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
障がい児の専門機関などの連携による早期発見・早期対応	乳幼児が、健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合は、総合的機関である心身障がい福祉センターや（東部・西部）療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施
障がい児施設による通園療育	就学前の知的障がい児・肢体不自由児を通園させ、訓練・保育などの療育を実施
障がいのある児童が通う療育施設の整備	発達障がい児の通園希望の増加に伴い、待機児が発生していることを受け、市有地貸与による民設民営施設を1か所整備（平成27年4月開所予定）
特別支援学校卒業生の就労促進	生徒の自立と社会参加を進めるため、学校、企業関係者、行政、学識経験者、保護者などで構成する特別支援学校高等部就労促進ネットワーク（夢ふくおかネットワーク）において、関係団体・機関などとの連携を図り、生徒の自立と社会参加を進め、企業などへの就労を促進
発達障がい者支援体制整備事業	発達障がい児（者）及びその家族に対し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を実施するため、その中核となる「発達障がい者支援センター」を設置し、関係機関と連携を強化

5 子ども・若者の支援

思春期は、子どもから大人への移行期であり、心も体も大きく成長する時期です。特有の不安や悩み、ストレスも大きくなることから、思春期の子どもに対する相談体制を充実します。

また、いじめの防止対策や、不登校やひきこもり、非行などの問題を抱える子ども・若者への支援の充実を図るとともに、自立に向けた取組を推進します。

(1) 思春期の保健・健康教育の充実

- 思春期を迎える子どもに、家族のふれあいの大切さや、親の役割、正しい性知識や生命の尊さを伝えるため、学校や区役所（保健福祉センター）において、乳幼児とのふれあいの機会などを提供します。
- 近年、特に低年齢化している薬物乱用やエイズなどの性感染症、喫煙・飲酒などを防止するため、子どもの発達段階に応じた教育や啓発活動を行い、家庭や地域における取組を支援します。
- 10代の人工妊娠中絶の実施率が高い状況にあることから、関係機関と連携し、予期しない妊娠の予防に取り組みます。
- こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）における電話や窓口での相談など、子ども自身や保護者などからの相談体制を充実します。

(2) いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援

- 学校や教育委員会、こども総合相談センター、法務局、警察などで構成する「福岡市いじめ問題対策連絡協議会」において、関係機関の連携を図りながら、いじめ防止対策を総合的・効果的に推進します。
- いじめは、どの学校、どのクラス、どの子どもにも起こりうることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速な対応を行います。また、児童生徒がいじめについて考え、主体的に取り組むことで、いじめを許さない学校づくり、学級集団づくりを行い、家庭・地域とともにいじめの撲滅に努めます。
- 不登校などの原因の一つともいわれる“中1ギャップ”に的確に対応するため、各学校の判断に応じて、中学1年生での少人数学級を実施します。また、不登校の児童生徒に専任で対応する「不登校対応教員」や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置するなど、不登校の児童生徒に対する支援を充実します。

(3) ひきこもりの子ども・若者への支援

- ひきこもりの傾向がある子ども・若者については、集団で活動する場を提供する“集団支援”や、訪問相談員の派遣など、自立に向けた支援を行います。
- 成人期のひきこもりについては、相談事業や集団支援により、対人関係の改善や社会参加を支援します。
- 保護者会・家族会を開催するとともに、関係機関・団体と連携し、支援の強化を図ります。

(4) 子ども・若者の自立支援

- 子ども・若者の自立心や社会性を養うため、中高生などが気軽に立ち寄り、自由に過ごせるフリースペースを提供します。また、地域で若者の居場所を運営するNPOなどを支援し、子ども・若者が健やかに育つ環境づくりを進めます。
- 非行などの問題を抱え、学校生活に適應できない児童生徒に対し、空き教室や公民館を活用して学習などの支援を行います。
- 非行やひきこもりなどの子ども・若者が、立ち直りや就労などに向けた第一歩を踏み出す機会として、農業などさまざまな就労体験の場の充実を図るとともに、関係機関・団体、事業者などと連携し、自立に向けた支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
ティーンエイジャー教室	小・中学生、高校生などに対して将来親となるために必要な保健知識の学習機会を提供することで母性・父性の健全育成を図る
薬物乱用防止啓発事業	若年層の薬物乱用問題に対する認識を高めるため、「薬物乱用防止啓発イベント」や「薬物乱用防止街頭キャンペーン」を実施
中学校1年生における少人数学級の実施	個人に応じたきめ細かな指導により、確かな学力の向上、「中1ギャップ」への対応、不登校の予防などを図るため、学校選択制による1学級35人以下の少人数学級を実施
不登校対応教員の配置	不登校・不登校傾向のある児童生徒に適切な指導・支援、校内適応指導教室の運営のほか、学校におけるコーディネーターの役割を担うなど、不登校児童生徒への対応に専任的に従事する不登校対応教員を配置
Q-Uアンケートの実施	不登校やいじめの未然防止及び早期発見のための、Q-Uアンケートを行い、この分析結果に基づいた支援を実施
適応指導教室の運営 (サテライト事業を含む)	心理的、情緒的理由により登校できない状態にある児童生徒に、個別面接や集団生活への適応指導を組織的・計画的に行うことにより、早期の学校復帰や社会的自立を支援
スクールカウンセラーの配置等	子どもに関する問題について、早期発見・早期対応を図り、問題の深刻化を防止するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを市立の全中学校・高等学校へ配置し、学校の教育相談体制を充実・強化
スクールソーシャルワーカーの配置	複雑・多様化している児童生徒の不登校や問題行動などに対応するためスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携により効果的な支援を実施
教育相談機能の充実	不登校をはじめとする問題を解決するために、教育カウンセラーによる電話・面接相談を実施
いじめゼロプロジェクト	いじめの未然防止の観点から、児童生徒が主体的にいじめについて考え、いじめが起きにくい学級や学校を作る取組及び保護者・地域などへの啓発活動を実施
NPOとの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業（不登校よりそいネット）	教育委員会とNPOとの共働事業「不登校よりそいネット」において、子どもの不登校に悩む保護者などからの問い合わせに対応する「不登校ほっとライン」や、「不登校の悩み語り合いませんか」などの保護者支援事業を実施
思春期ひきこもり等相談事業	思春期後半のひきこもり、またはひきこもり気味の子どもの状況を改善するため、思春期訪問相談員の派遣などによる支援を実施（おおむね20歳未満を対象）
思春期集団支援事業	心のケアを必要とする不登校やひきこもりに悩む思春期後半の子どもに、自立に向けた場を提供し、専門的な集団支援を実施

ひきこもり地域支援センターの運営 (地域思春期相談事業)	大学との連携により思春期のひきこもり地域支援センター「ワンド」において、ひきこもり状態にあるおおむね15歳から20歳のひきこもりなどを対象に、大学構内のフリーなスペースによる集団支援と本人・家族への相談・支援を実施
成人期ひきこもり地域支援センター事業(おおむね20歳以上)	成人期ひきこもり者の支援を充実するため、支援の核となる「よかよかルーム」において、相談支援体制を確保するとともに、ひきこもり本人の自立の相談・支援を実施
若者のふらっとホームサポート事業	中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごすことができる居場所の提供や若者の居場所を運営する団体への支援を行い、若者の自立心や社会性の醸成と健全育成を推進
遊び・非行型の不登校児童との居場所づくり事業	非行などの問題を抱え、学校生活に適應できない児童生徒に対し、空き教室や公民館を活用して学習などの支援を実施
子ども・若者活躍の場プロジェクト	非行・ひきこもりなど、困難を有する若者が、農業体験などを通して立ち直りなど支援や就労などに向けた第一歩を踏み出す機会を創出

6 子どもの貧困問題への対応

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

教育の支援や、生活の支援、保護者に対する就労の支援など、さまざまな方面から、国や県とも密接に連携するとともに、市の関係部局が連携して取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもの健全育成支援事業	生活困窮家庭及び生活保護家庭の有子世帯に対し、学校など関係機関との連携を図りながら、家庭が抱える様々な課題への取組や、子どもの就学や進学に係る相談・支援を行い、将来における社会的・経済的自立を支援
子どもの学びと居場所づくり事業	「家」と「学校」に自分の居場所や学習環境がなく、学習が遅れているという課題を抱えた生活困窮家庭及び生活保護家庭の子どもに、「学び」と「社会とのつながり」のための居場所を提供し、学習支援と生活や進路などに関する相談対応、助言・指導を実施
高校進学支援プログラム	生活保護世帯の中学校3年生の子ども及びその親に対し、進学費用の準備や学習環境の確立など高校進学への意識を高めるための支援を実施
就学援助 [再掲]	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に就学する児童生徒または普通学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒について、その就学の特殊性を考慮し就学費の一部を補助することによって保護者の経済的負担を軽減し、併せて特別支援教育の振興を図る
福岡市教育振興会奨学金	経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し、入学資金及び奨学資金を貸与し、修学を支援
ひとり親家庭への支援 [再掲] ※各事業の詳細は40ページ参照	ひとり親家庭ガイドブックの発行、家庭児童相談室、ひとり親家庭支援センターにおける生活相談・就業相談・法律相談・就業支援講習会・自立支援プログラム策定事業等、男女共同参画推進センターにおける法律相談、セミナー、市営住宅の優先入居、母子生活支援施設における自立支援、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭等医療費助成

7 子どもの権利の啓発

子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人はもちろん、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会をとらえて、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

また、外国籍などの子どもを含むすべての子どもが、互いの文化を尊重し、違いを認め合いながら、共に生きる心を育む環境づくりを進めます。さらに、日本語を母語としない子どもが、学校や地域においてコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得の指導・支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域での人権教育の推進	公民館や市民センターなどを中心に、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を実施
学校・保育所などでの人権教育の推進	教育活動全体を通じた人権教育を教員及び職員の共通理解・認識のもとに、組織的・計画的に推進し、子どもの人権感覚を高め、様々な人権問題に取り組む実践的な行動力を育成
人権啓発センター事業の推進	市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、人権についての啓発、情報提供、相談などの事業を実施

8 子どもの社会参加の促進

すべての大人が、子どもの発達段階に応じて、その意見を考慮すべきであることを理解し、まちづくりや子どもに関係する事業について、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの意見を反映するよう努めます。

また、子どもを社会の一員、責任ある「一人の市民」として尊重し、その主体的な活動を促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもの夢応援事業	子どもたち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動の実施のため、活動経費の一部を助成し、より多くの人の参加を促進
公園再整備事業 [再掲]	都市公園等の再整備において、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進
身近な公園整備事業 [再掲]	地域住民からより愛着を持って親しまれる公園を目指して、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて身近な公園の整備を進めるとともに、多様な公園ニーズへの対応を促進

目標 2

安心して生み育てられる環境づくり

前計画での取組と成果

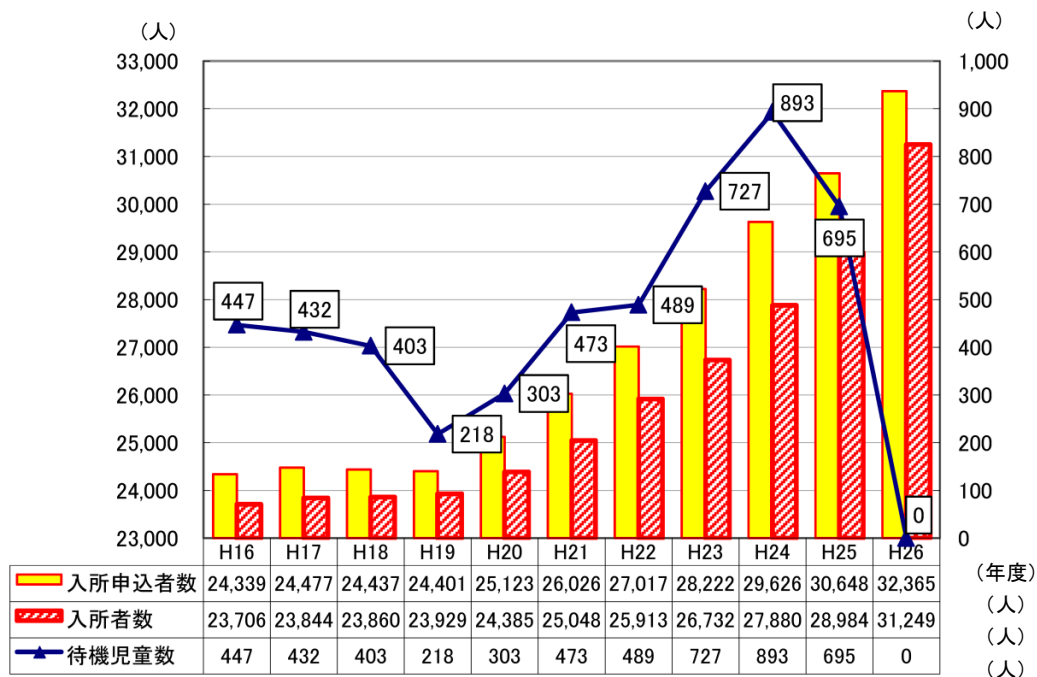
- 保育需要の急増に対応するため、集中的に保育所整備を行った結果、平成 26 年度当初の時点で待機児童の解消を実現しました。また、延長保育、病児・病後児デイケア、一時預かりなど、多様な保育サービスの充実に取り組んできました。
- 妊婦健康診査の検査項目の拡充や、乳幼児の健全な発達を支援するための親子教室の全区への拡大など、母親と子どもの健康づくりに向けた施策の拡充を図りました。
- ひとり親家庭に向けては、就業への助言などを行う「自立支援プログラム員」を配置したほか、児童扶養手当の支給対象を父子家庭へも拡大するなど、支援の充実に取り組みました。
- 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援するとともに、“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”を推進し、子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みました。

現状と課題

- 共働き家庭の増加や転入者が多いことなどから、今後も、保育を必要とする子どもは増加すると考えられます。子どもの年齢ごと、地域ごとのニーズや特性を考慮し、きめ細かに対応していくことが必要です。
- 保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育や休日保育などの保育サービスの一層の充実が必要となっています。また、保護者が安心して働けるよう、病児・病後児デイケアの拡充が求められています。
- 4 か月児の健康診査時に実施するアンケートで、「育児は楽しい」と答えた母親の割合が増加する一方、「育児に心配がある」と答えた母親の割合も増加しています。安心して子どもを生み育てるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要となっており、特に、出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援が求められています。
- 生活習慣病に罹患する子どもが増加しており、健康づくりに関する、妊婦や乳幼児の保護者への指導・啓発の充実が必要となっています。
- 非正規雇用で働く人の割合の上昇や、ひとり親家庭の増加などにより、経済的支援が必要な家庭が増えています。
- 育児に参加する男性の割合は増加しており、また、出産を機に仕事を辞める女性の割合は減少していますが、今後さらに、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

[目標2] 関連データ

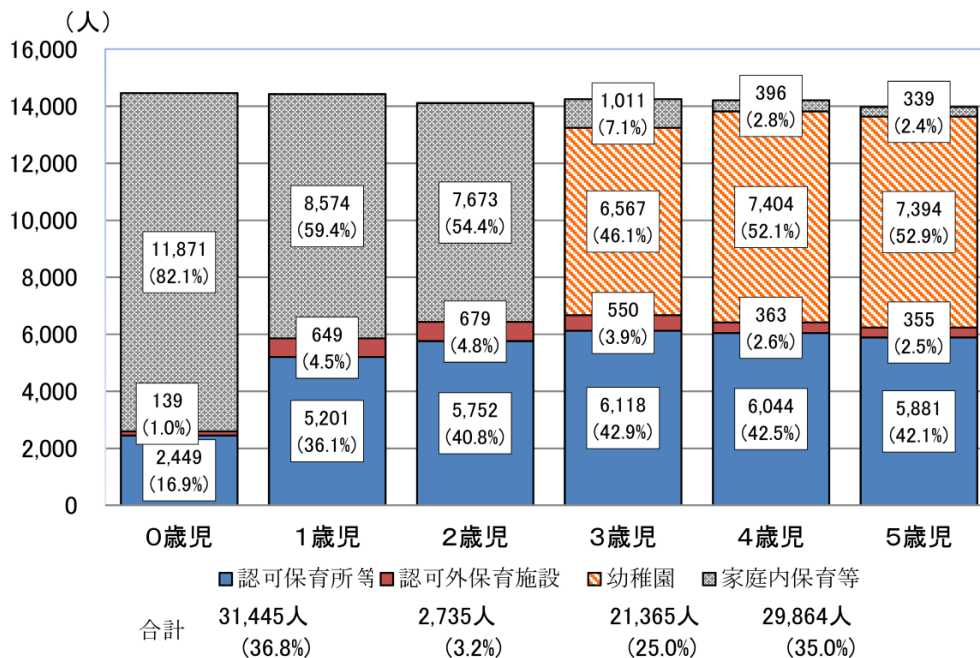
●福岡市の保育需要の推移



※ 入所申込者数、入所者数には、認可保育所、家庭的保育室、小規模保育事業、幼稚園長時間預かり事業の入所申込者数、入所者数を含む

資料：福岡市こども未来局

●未就学児童の保育状況



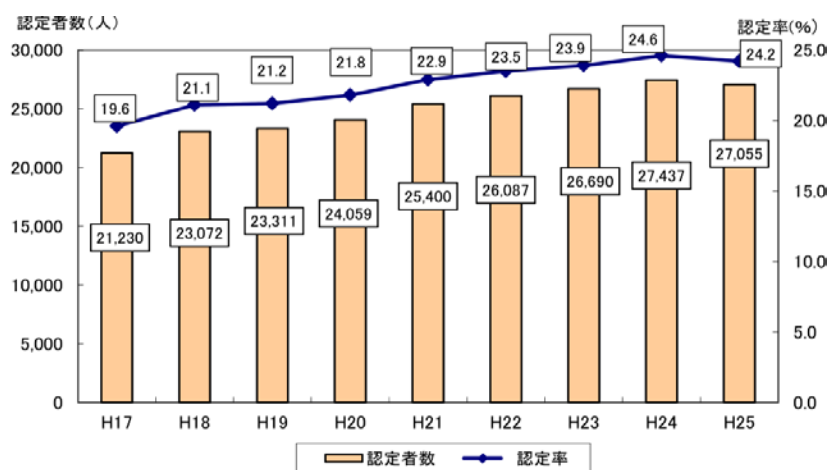
※ 保育所入所者数及び幼稚園入園者数は、平成26年5月1日現在

※ 認可外施設入所者数は、平成26年4月1日現在

※ 認可保育所等には、家庭的保育室、小規模保育事業、幼稚園長時間預かり事業を含む

資料：福岡市こども未来局

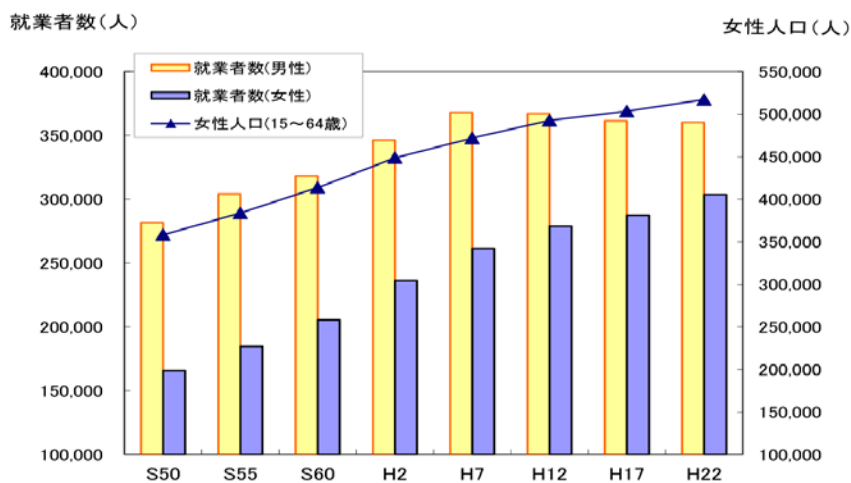
●就学援助の推移（小中学生）



※認定者数については、国立、県立小中学校を含む
※認定率は市立小中学校のみの認定率

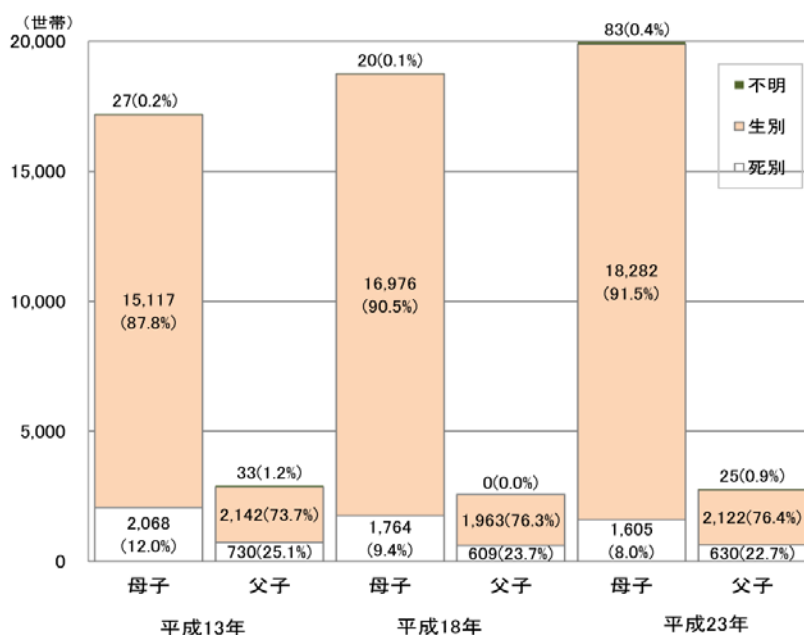
資料：福岡市教育委員会

●福岡市の男女の就業者数の推移



資料：国勢調査

●母子家庭、父子家庭の原因別世帯数（推計）



資料：福岡市ひとり親家庭実態調査
(平成23年11月1日現在)

施策の方向

安心して子どもを生み育てられる社会をつくっていくためには、社会全体で子育て家庭を支え、支援していくことが必要です。

母親が安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行います。また、質の高い教育・保育を確実に提供するとともに、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応するため、多様な保育サービスの一層の充実を図ります。さらに、市民、事業者などと共働き、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。

【成果指標】

成果指標		現状値 26 年度末	目標値 31 年度末
4 か月児健診時のアンケート調査の結果（母親）			
育児に心配があると答えた母親の割合		14.3% (25 年度)	減少
育児は疲れると答えた母親の割合		20.3% (25 年度)	減少
育児は楽しいと答えた母親の割合		90.6% (25 年度)	増加
男女の固定的な役割分担意識の解消度 （「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合）	男性	42.0% (25 年度)	75% (34 年度)
	女性	51.1% (25 年度)	80% (34 年度)
父親の 1 週間あたりの家事・育児の時間（乳幼児の保護者）		15 時間 48 分 (25 年度)	増加

【事業目標】教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保方策（全市の数値）

	H26 年度(実績)				H27 年度				H28 年度			
	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
量の見込み (必要利用定員総数)	23,469	32,413			23,375	33,569			23,212	34,522		
		18,304	11,628	2,481		18,960	11,892	2,717		19,285	12,237	3,000
確保方策 教育・保育施設 (保育所、幼稚園、認定こども園)	23,469	18,621	10,935	2,562	23,375	19,010	11,505	2,653	23,212	19,285	11,685	2,836
地域型保育事業			352	64			452	114			552	164

	H29 年度				H30 年度				H31 年度			
	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
量の見込み (必要利用定員総数)	22,633	35,070			22,251	35,699			21,973	36,323		
		19,260	12,505	3,305		19,393	12,760	3,546		19,612	12,946	3,765
確保方策 教育・保育施設 (保育所、幼稚園、認定こども園)	22,633	19,285	11,853	3,091	22,251	19,393	12,058	3,232	21,973	19,612	12,224	3,321
地域型保育事業			652	214			702	314			722	444

※「学校教育のみ」は行政区、「保育の必要性あり」は別途定める 31 の区域を「提供区域」として設定する（59～62 ページの別表参照）

【事業目標】子ども・子育て支援法の必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	H31 年度末
延長保育事業 （時間外保育事業）	見込み	利用人数	9,076	9,400	9,670	9,820	10,000	10,170
	確保方策	（人）	9,076	9,400	9,670	9,820	10,000	10,170
病児・病後児デイケア事業 （病児保育事業）	見込み	利用者数 （人日）	21,400	26,310	26,670	26,660	26,770	26,930
	確保方策	利用者数 （人日）	21,400	23,400	24,700	26,000	27,300	27,300
		実施施設数	18	18	19	20	21	21
			医療機関併設型施設数					
幼稚園の預かり保育 （一時預かり事業（預かり保育））	見込み	定員数	400,000	519,000	591,000	677,000	777,000	884,000
	確保方策	（人日）	884,000	884,000	884,000	884,000	884,000	884,000
一時預かり事業 （一時預かり事業（預かり保育を除く））	見込み	定員数	20,000	32,000	38,000	44,000	50,000	59,000
	確保方策	（人日）	26,000	32,000	38,000	44,000	50,000	59,000
子どもショートステイ （子育て短期支援事業）	見込み	利用者数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	確保方策	（人日）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
福岡市保育コンシェルジュ （利用者支援に関する事業）	見込み	箇所数	7	7	9	14	14	14
	確保方策	（人数）	7	7	9	14	14	14
妊婦健康診査 （妊婦に対して健康診査を実施する事業）	見込み	対象者数（人）	15,244	14,690	14,570	14,350	14,100	13,900
	確保方策	実施体制		市内委託医療機関で実施				

※ いずれの事業も「全市」を提供区域として設定する

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

【事業目標】福岡市が独自に設定する項目

事業名	指数	現状値 H26 年度末	目標値 H31 年度末
休日保育	実施箇所数	5	7
安心して住める市営住宅の整備（市営住宅のバリアフリー化）	整備戸数	9,200	13,100
全歩道のうちフラット化された歩道の割合	割合（％）	29	31 （28 年度末）

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

1 幼児教育・保育の充実

「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保や、保護者のニーズを踏まえた多様な保育サービスの充実、教育・保育の質の向上などに取り組みます。

(1) 教育・保育の提供体制の確保

- 教育・保育のニーズに的確に対応するため、福岡市こども・子育て審議会の「教育・保育施設等認可・確認専門部会」の意見も踏まえながら、保育所、幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保します。（保育所における保育は、児童福祉法に基づき、引き続き市が実施します。私立保育所では、市からの委託により保育を実施します。）
- それぞれの地域における需要に柔軟に対応できるよう、あらかじめ“提供区域”を設定の上で、“教育・保育の必要量の見込み”を算出し、適切な提供体制の確保を図ります。
- ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や、相談・支援を行う「保育コンシェルジュ」の増員と活動の充実を図ります。
- 教育・保育施設、地域型保育事業への多様な主体の参入については研究を行います。

(2) 保育士などの人材確保

- 質の高い人材を安定的に確保するため、「保育士・保育所支援センター」に「保育士就職相談員」を配置し、潜在保育士（現在は離職している保育士資格取得者）などへの就職あっせんや、就業継続のための支援などを行います。

(3) 多様な保育サービスの充実

- 保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児デイケア、一時預かり、ショートステイなど、多様な保育サービスの充実を図ります。
- それぞれのサービスについて、必要な“量の見込み”を算出の上で、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、計画的な整備を行います。
- ショートステイについては、より身近な地域での受け入れが可能となるよう、里親の活用などの新たな仕組みづくりを検討します。

(4) 教育・保育の質の向上

- 保護者の生活の実態などを十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援の観点に加え、子育て家庭の孤立の問題への対応なども含めて、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。
- 教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員の研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。
- 認可外保育施設については、保育の内容や子どもの健康、安全・衛生面の充実を促進します。

(5) 教育・保育における連携推進

- 保育所や幼稚園、認定こども園などにおいて、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努めます。
- 小・中学校と保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者などの連携を強化します。

【主な事業】

事業名	事業概要
福岡市保育コンシェルジュ	各区に福岡市保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者に対して、個々のニーズに合った保育サービスなどについて情報を実施
保育士就職支援事業	保育士などの安定的な人材確保のため、保育士・保育所支援センターにおいて、就職あっせんなどを行うとともに、就職支援研修を実施するなど、潜在保育士などへの支援を実施
延長保育 (時間外保育事業)	保護者の就労形態の多様化による保育時間の延長に対する需要に対応するため、延長保育を実施
休日や夜間の保育	就労形態の多様化に伴い、保護者が日曜・祝日や夜間などに就労することにより、休日や夜間において保育が必要な場合の保育需要に対応
障がい児保育	保育に欠け、発達に遅れがある、または心身に障がいを持つ子どもを保育所に受け入れ、健常児とともに統合保育を実施し、健全な成長発達を促進するなど、障がい児の福祉の増進を図る
一時預かり事業	保護者などが冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要な場合、子どもを一時的に預かることで、乳幼児の保護者の子育てに関する不安感・負担感を軽減し、虐待防止と児童の健全育成を推進
病児・病後児デイケア事業	保育所などへ通っている子どもが病気の際、保護者が仕事の都合などで看病できない場合に、病児デイケアルームで一時預かりを実施
子育て支援短期利用事業 (子どもショートステイ)	保護者が病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもを、児童養護施設などで短期間の預かりを実施
保育所職員等研修事業	保育所などにおいて、保育内容や専門性を高めるための研修（保育、健康・安全、子育て支援に関する研修など）を実施するとともに、職種別・階層別合同研修、全園対象の区別研修などを実施
保幼小連携教育の充実	教員などの参観や意見・情報交換などを行う合同研修を実施するとともに、各校種間の連携のあり方について意見交換を行うため、幼稚園、保育所、小学校、中学校などの代表者による「保・幼・小・中連絡協議会」を設置
園庭開放、園行事の地域開放等	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域のために活用していくことを目的とし、地域の子ども、子育て家庭、高齢者との交流を支援

2 母と子の心と体の健康づくり

母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実を図ります。特に、育児不安が強い出産後早期の支援や、妊娠・出産・育児に関する情報提供などにより、母子保健施策の充実を図ります。また、不妊に悩む人への支援を行います。

(1) 健康づくりの推進

①健康診査・指導、予防接種の推進

- ・妊婦と胎児の健康管理の充実・向上、疾病や異常の早期発見や予防などのため、医療機関などで行う妊婦健康診査の費用を助成します。
- ・乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期治療などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて、保健指導や関係機関への紹介などを行います。
- ・感染症を予防するため、ワクチンの接種効果や副反応などについて十分な説明を行いながら、予防接種を推進します。

②情報提供や相談事業の充実

- ・母子健康手帳の交付や副読本の配布などにより、妊婦や乳幼児の保護者に、乳幼児の発達段階に応じた育児や健康に関する情報提供を行います。
- ・インターネットで情報を収集する人が増えていることから、ホームページやメールマガジンなどを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、マタニティスクールや新生児訪問、乳幼児健康診査など、さまざまな機会をとらえて、適切な情報提供と相談を行います。
- ・妊婦や乳幼児の保護者を対象に、子どもの食生活、早寝早起きなどの基本的な生活習慣や、家庭内などでの事故の予防と安全対策、応急手当などについて、情報提供や啓発を行います。また、テレビやスマートフォンなどのメディアの影響について、乳幼児健診や保育所・幼稚園の懇談会などの機会を捉え、保護者への啓発に取り組みます。

③妊産婦などの支援の充実

- ・産科医療機関などと連携し、必要な妊産婦に対して、妊娠期から保健師の家庭訪問などによる支援を行います。
- ・助産師などの専門スタッフによる新生児訪問の充実を図るなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実を図ります。
- ・乳幼児健康審査などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による家庭訪問や子ども家庭支援員の派遣などを行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

④学校などにおける健康づくり

- ・保育所や幼稚園、小・中学校において、園児、児童生徒への健康教育や給食の提供などを通して、健康についての自己管理能力を高めるとともに、健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。

(2) 小児医療の充実

- 「福岡市立こども病院」において高度専門医療を提供するとともに、周産期医療に取り組みます。
- 子どもの救急医療に関する広報・啓発をより積極的に行うとともに、急患診療センターに従事する医師の確保を図るなど、小児救急医療体制の充実を図ります。
- 未熟児、慢性疾患等長期療養児などを持つ親に対し、医療費の支援と併せて、適切な情報提供を行います。また、身近な地域において、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の充実を進めます。

(3) 食育の推進

- 乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期です。「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進めることにより、「食を営む力の基礎づくり」を進めます。
- 学齢期は、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を体得する大切な時期です。これらを身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるよう、学校ごとに「食育指導計画」を作成し、学校の教育活動全体を通じて広く食に関する指導を行います。
- 食品の安全性の確保に努めるとともに、食生活に関する情報発信や調査研究の充実を図ります。

(4) 不妊に悩む人への相談体制と支援

- 子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、治療を受ける夫婦に対し、不妊治療費の助成を行うとともに、心の悩みの相談に応じます。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関にて健康診査を実施
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に保健福祉センターで医師などによる総合的健康診査、及びその結果に基づく保健指導を実施。また、10か月児を対象に委託医療機関による健康診査を実施し、乳幼児の健康管理の向上を図る
妊婦歯科健康診査	女性の生涯を通じた歯の健康、及び、赤ちゃんの健やかな成長のため、妊婦を対象とした歯科健診を委託歯科医療機関で実施
乳幼児歯科健康診査	保育所及び幼稚園に通園する乳幼児の歯科疾患の早期発見・治療の指導を行うため、委託歯科医療機関が保育所・幼稚園で歯科健康診断を実施
障がい児歯科健康診査	障がい児の早期からのむし歯などの歯科疾患を予防し、かかりつけ歯科医を持つことを目的に、歯科健診を委託歯科医療機関で実施
母子巡回健康相談	母親の妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを解消するとともに、子どもの健全育成を図るため、公民館などの市民の身近な場所で母子巡回健康相談を実施し、健康相談や「親子歯科保健教室」などの健康教育を実施
母子保健訪問指導	妊産婦・新生児・未熟児に対して、母子訪問指導員や校区担当保健師による訪問指導を実施

母親の心の健康支援事業	妊産婦や新生児に対する母子保健訪問指導において、身体の状態、母親の心の健康状態の把握に努め、継続的な支援が必要な場合には、助産師及び保健師による継続訪問を行い、育児不安が強い場合は「こども家庭支援員」を派遣し、支援を実施
こんにちは赤ちゃん訪問事業 〔再掲〕	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施
ブックスタート事業	4か月児健診時に絵本を配付し、ボランティアによる絵本の読み聞かせなどを通じて、親子が相互に語りかけることの大切さ、楽しさを伝え、よりよい親子関係を築いてもらうとともに読書活動を促進
離乳食教室など	乳幼児の健全な発育と健康の保持増進をねらいとして乳児のよい食習慣の確立を図るため、上手な離乳食の進め方や作り方、与え方について実演・試食を伴う指導を実施
保育所・幼稚園での食育の推進	発育発達に応じた保育所給食、給食を活用した食育活動（季節の食材、行事食、給食の展示、食事のマナーなど）を実施。また公民館などでの乳幼児の保護者対象の調理実習により子どもの食事についての悩みなどへの支援を実施
食に関する指導の推進、学校等における食育推進事業	校長を中心とした食育推進指導体制の整備及び栄養教諭による食育推進事業（料理教室や給食コンテストなど）を実施
食育推進	「第2次福岡市食育推進計画」に基づき関係局・区の連携により全市的な食育の推進及び普及啓発を図る
各区における食育推進事業	母子巡回や子育てサロン、乳幼児ふれあい学級場などを活用し、乳幼児や学童の食育を推進
特定不妊治療費助成	子どもを望む夫婦に対し、高額な医療費がかかる保険適用外の特定不妊治療費の一部を助成。また、不妊に関する悩みや相談を専門医師または助産師などによる個別相談（予約制）を実施

3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える問題についての相談にきめ細かに対応するとともに、子育てと仕事の両立など、自立に向けた支援を行います。また、貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。

(1) 相談・支援体制の充実

- 区役所（保健福祉センター）、家庭児童相談室、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談体制の充実を図るとともに、それぞれの連携を強化します。

(2) 子育てや生活支援

- 子育てや日常生活、子どもの学習面に関する支援を推進します。

(3) 就業支援

- ひとり親家庭の就業支援のための中核的な施設として、ひとり親家庭支援センターにおいて、相談から就業まで一貫した支援を行います。
- 同センターと公共職業安定所、市の関係部署の連携を図り、就業に向けた支援を強化します。
- 就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。

(4) 経済的支援

- 経済的支援を必要とするひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。

(5) 養育費の確保

- 子どもの養育に対する責務は両親にあり、別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもが健やかに育つために必要なものです。そのため、養育費の取得に関する啓発を行うとともに、法律面での相談の場を提供します。

【主な事業】

事業名	事業概要
ひとり親家庭ガイドブックの発行	ひとり親家庭向けの施策をまとめたガイドブックを発行し、施策の周知を図る
家庭児童相談室	区役所（保健福祉センター）家庭児童相談室において、母子・父子自立相談、婦人保護相談を実施
ひとり親家庭支援センター	ひとり親家庭支援センターにおいて各種相談（生活、就業など）を実施
ひとり親家庭支援センターにおける法律相談	養育費の取り決め、親権、金銭トラブルなど法律相談を実施
ひとり親家庭支援センターにおける就業支援講習会	就業に結びつく可能性の高い技能・資格を取得できるように、就業支援講習会を開催
ひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者を対象に、個別面談を通して個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定
男女共同参画推進センターにおける法律相談、セミナー	養育費確保に関する啓発のための法律講座の開催や法律相談を実施
市営住宅の優先入居	市営住宅の定期募集の申し込みにあたり、ひとり親家庭に対して抽選の優遇制度を適用する。また、一定の要件に該当するひとり親家庭については、優先入居制度による入居を実施
母子生活支援施設における自立支援	母子家庭などを入所させ保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者に対する相談、援助を実施
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母などが能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、受講料の2割、最高10万円までの給付金を支給
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母などが看護師などの就職に有利な資格を取得するため、養成機関において2年以上修業している場合に、2年間を上限に促進費を支給
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（障がい児については20歳未満）の子どもを監護しているひとり親家庭の父または母、もしくは養育者に手当を支給
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と子ども、父母のない子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成（児童扶養手当に準拠した所得制限あり）

4 子育て家庭への経済的な支援

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、中学校卒業までの子どもを対象に児童手当を支給するとともに、子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成を行うほか、教育・保育にかかる費用を助成するなど、経済的な支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童手当	家庭などにおける生活の安定と次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、子どもを監護する者に手当を支給（国内に住所を有する者が、中学校修了前（15歳）までの子どもを監護し、生計を維持している場合に支給）
子ども医療費助成	子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関で受診できるよう医療費を助成（通院：小学校就学前まで、入院：小学校6年生までを対象に、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を全額助成。所得制限なし）
就学援助	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援

5 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

男女が共同で子育てを行う意識の醸成を図るとともに、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの充実について、市民や事業者などへの働きかけを行います。また、社会全体で子どもや子育てをバックアップしていく運動の普及に取り組みます。

(1) 男女が共同で子育てを行う意識の醸成

- 男女が共同で子育てを行う意識を高めるとともに、父親の育児参加を促進するため、男女共同参画推進センターや市民センター、公民館などにおいて講座や講演会を開催するなどの取組を行います。
- 学校教育においては、学校行事や教科の学習、啓発冊子の活用を通じて、子育てへの男女共同参画への理解促進を図ります。
- 母子健康手帳に、産前・産後休業や育児休業などの制度に関する情報を掲載するほか、マタニティスクールなどの機会を捉えて、必要な情報提供を行います。
- 妊娠や出産、育児などで仕事を離れていた人が、再就職に必要な力を身につけ、離職していた期間のブランクを克服するための講座を開催するなど、母親などの再就職の支援を行います。

(2) 企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 企業における、一般事業主行動計画に基づく労働時間の短縮や育児休業制度の充実などの、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組を支援します。
- 子育て中の人をはじめ、働く人すべてが、仕事と生活の調和が図れる職場づくりを進めるため、企業を対象とした講座を開催します。
- 女性が働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、企業における女性活躍推進や意識改革の取組を支援します。

(3) 社会全体での子育て支援

- 毎月1～7日を「『い～な』ふくおか・子ども週間♡」と定め、個人や企業、地域コミュニティなどが、それぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及啓発に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
男女共同参画推進センター啓発講座	男女共同参画に関する啓発講座の一環として、子育てをテーマとした講座を実施
社会貢献優良企業優遇制度	次世代育成・男女共同参画支援事業を実施する社会貢献度の高い企業を認定し、契約を行う際は優先的に指名する優遇制度を実施
企業のワーク・ライフ・バランス支援事業	企業が希望する日時・場所に講師を派遣する、企業向け出前型セミナー「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講演会を開催
女性の活躍推進	企業における女性の登用を促進するため、女性リーダーを育成する講座や研修などを実施
市民や企業と共働した子育て支援	“『い～な』ふくおか・子ども週間♡”の普及・広報、「子ども参観日」を実施

6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり

安心して子どもを生み育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。

また、市民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
都心部新婚・子育て世帯住まい支援事業	子育て支援及び都心部のコミュニティの活性化を図るため、都心部の公社借上特定優良賃貸住宅のストックを活用し、新規入居の新婚・子育て世帯を対象とした家賃助成による居住支援を推進
新婚・子育て世帯等が安心して住める市営住宅の整備	新婚・子育て世帯などが安心して子どもを生み育てることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の整備を推進するとともに、大規模な市営住宅の建替に際して、子育て施設などを導入
道路のバリアフリー化の推進	妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが安心して利用できるバリアフリー化された歩行空間の整備を推進
公共交通バリアフリー化促進事業	すべての鉄道やバスなどの公共交通利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、交通事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化設備の整備やノンステップバスの導入について、その整備費用の一部に補助を行い、バリアフリー化を促進
バス利用環境の改善	バスの利便性向上を図るため、関係機関との連携により、バス停における上屋やベンチの設置を推進
「赤ちゃんの駅」事業	乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図るため、授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、各施設のシンボルマーク掲示を促進

7 子どもや子育て支援に関する情報提供

「ふくおか・子ども情報」ホームページやメールマガジン、冊子「子育て情報ガイド」、市政だよりなど、さまざまな媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関するさまざまな情報を、分かりやすく市民に提供します。

【主な事業】

事業名	事業概要
子ども情報提供	ホームページ「ふくおか・子ども情報」の管理・運営や、「ふくおか子育て情報ガイド」の発行など、子どもに関する行政や民間の様々な情報を広く市民に提供
各区子育て情報マップ	各区の子育て情報マップを作成・配布
転入世帯への子育て情報提供	転入時などに区の子育てに関する情報を提供するとともに、必要に応じて各相談窓口などを紹介

前計画での取組と成果

- 保護者などが昼間家庭にいない小学生を対象とする「留守家庭子ども会」について、全施設（136 小学校）での全学年受け入れに向けた拡大に取り組みました（2015[平成 27]年度当初に達成予定）。
- 乳幼児親子が気軽に訪れ利用できる「子どもプラザ」を 14 か所に設置したほか、小学生が放課後に学校の校庭などで遊びや活動を行う「放課後の遊び場づくり事業」を 74 校まで拡大しました。
- さまざまな体験の機会を子どもたちに提供するため、「アジア太平洋こども会議・イン福岡」などの国際交流活動や文化芸術、スポーツ、読書活動などを推進しました。
- 子どもの主体性や職業観を育てるため、中学校での職場体験学習や、小・中学生が仮想のまちをつくる「ミニふくおか」、中学・高校生対象の学びの場「中高生夢チャレンジ大学」を実施しました。

現状と課題

- 都市化の進展や核家族化などを背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えています。そうした状況に伴い、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しています。
- 共働き家庭の増加などにより、放課後に保護者が不在の家庭が年々増加しており、対応が求められています。また、地域の活動に参画・協力する保護者や、子どもの育成に携わる指導者などが少なくなっています。
- 「ユニバーサル都市・福岡」の理念を踏まえ、障がいのある子どもとその家族をはじめ、すべての子どもと家族が地域社会の中で生活していくための環境をさらに整えていくことが求められています。
- 家庭の“子育て力”の低下が指摘されており、子どもの基本的な生活習慣の形成や規範意識の醸成を図っていくことが、これまで以上に課題となっています。また、スマートフォンや携帯ゲーム機などの普及に伴い、乳幼児期からのメディアへの接触のあり方が問題になっています。
- 子どもが、さまざまな体験を通して人とふれあい、自己を形成していく機会が少なくなっています。コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性など、子ども・若者の生きる力の低下が問題となっています。
- 若者の完全失業率や非正規雇用比率、早期離職率の高さや若年無業者の存在など、若者の社会的・職業的な自立が課題となっています。
- 犯罪被害の低年齢化やインターネット上での有害情報の氾濫など、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもの安全確保に向けた対策が必要となっています。